



令和5年5月号

「意思決定支援」

私たちは生まれながらにして、自ら意思決定をしながら自分の人生を自律的に生きる権利を持っています。この権利は、憲法第13条の自己決定権の一環として、人である限りすべての人に保障されている重要な基本的人権です。

私たちが、子どもの支援をする中で意思決定支援の悩みは尽きません。
例えば、この様な時にどうすれば良いでしょうか？

- 親と子の意見が対立をしている時
⇒私たちとしては子どもの意見を尊重したいが、保護者の想いや意見を無下には出来ないし…
- 子ども自身に発信をする力や、様々な関係性を理解する力が備わっていない時
⇒その子の想いや考えを取り入れたいが、何を感じてどの様に考えているのか、その子だけの発信では分かりにくい。本当の所はどう思っている???
- 発達上の幼さから突拍子もない事や実現が難しそうな事ばかり話していて、現実的にどうして行きたいのか分からない時
⇒叶えてあげたい気持ちはあるけど、現実…

そもそも、意思って何でしょう？
調べてみると、

- 1 何かをしようとするときの元となる心持ち。「本人の意思に任せる」
- 2 法律用語。
②民法上、身体の動作の直接の原因となる心理作用や、ある事実に対する意欲をさす。
①刑法上、自分の行為に対する認識をさし、時には犯意と同じ意味をもつ。「犯行の意思」（小学館 デジタル大辞泉より）とあります。

「心持ち」や「意欲」とありますが、私たちは障害の有無を問わず、誰かの「心持ち」や「意欲」をどうやって知る事が出来るのでしょうか？

例えば、誰かが「〇〇したい」と言った時に、それは本当にその人の心を現わしているのでしょうか？もしかすると発信とは違う事を考えているのかもしれない。

それでは、行動はその人の意思でしょうか？

でも、行動の結果まで見通せるのかな…？

この様に突き詰めて考えて行くと、どんどんと思考の泥沼にはまってしまふ自分がいます。それでも、大事な事は「この人は何を考えているのだろうか」「この人の本当のニーズはなんだろうか」と考え続ける事・向き合い続ける事…でしょうかね？

ちなみに、厚生労働省や自治体から意思決定支援についての様々な発信がされていますのでご参考までに。

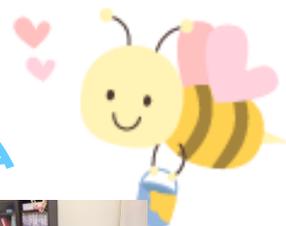
厚生労働省 成年後見はわかり 意思決定支援について
<https://guardianship.mhlw.go.jp/organization/welfare/>

神奈川県 わが子の「思い」に向き合うために
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/ishikettei2.html>

児童通所課 嵯峨憲司



4月活動報告



春休み & 曜日別プログラム



メッツア

春休みに飯能市にあるムーミンバレーパークに出かけました。昼食をとった後は園内を散策しました。



フォトフレーム作り

タイルを張り、オリジナルのフォトフレームを作りました！



MJルール

MJでの過ごし方についてルールやマナーを写真を見ながら確認しました。



トーキングゲーム

4月から新しいメンバーが増えました。お互いの事を知るきっかけに、トーキングゲームをしました。

2部



調理課

5月はこどもの日をテーマにお菓子作りを行いました。計画、買い出し等の準備、Instagram投稿まで2部の子どもで行っています！



クリエイティブ課

ボタニカルキャンドル作りに挑戦しています。ドライフラワーの入れ方やキャンドルの色の付け方等日々、試行錯誤して頑張っています！

新入職員紹介



築地 孝弥

ぱれっとから異動してきました。日々学びながら頑張ります。宜しくお願いします。



高丸 幸介

様々な初めての経験で学ぶ事ばかりの日々ではありますが子ども達により良い時間を過ごして貰えるよう頑張ります。宜しくお願い致します。